

特別利子補給助成金の申請のご案内

申請受付期限

<当日消印有効>

2023年8月31日(木)

期限を延長しました。オンライン申請でスムーズに！

オンライン申請はこちら

特別利子補給金 🔍

<https://tokubetsu-riho.jp>

▶「申請の手引き」等を掲載しています。



制度概要

公的金融機関より本制度の対象貸付を受けた方のうち、一定の要件を満たす方に貸付を受けた日から**最長3年間**にあたる利子相当額を**一括で助成**する制度です。

助成対象者

○以下の要件を満たす方が助成対象となります。詳細は「申請の手引き」をご参照。

	事業規模	売上高減少率(※1)
①	個人事業主 事業性のあるフリーランス含む	要件なし
②	法人事業者	15%以上
③	中小企業者等 (上記①、②を除く事業者)	20%以上

売上高減少率は、下記1～4の売上高と、前年・前々年・3年前(※2)・4年前(※3)同期の売上高のいずれかとを比較して求めます。

- 対象貸付の申込を行った際の**最近1か月**
- (最近1か月の)**翌月**
- (最近1か月の)**翌々月**
- 最近1か月から遡った**6か月間の平均売上高**(※4)

(※1) 業歴が1年1か月以上未満かにより、売上高減少率の算出方法は異なります。詳細は「申請の手引き」をご参照ください。なお、業歴1年1か月以上であっても、1年以内に店舗拡大した等の理由から前年の売上高との比較が馴染まない方は、業歴1年1か月未満として、売上高減少率の判定をすることができます。

(※2) 3年前同期との比較は、2021年1月22日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

(※3) 4年前同期との比較は、2022年1月28日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

(※4) 最近1か月から遡った6か月間の平均売上高の比較は、2020年12月21日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

対象貸付の限度額

○以下の貸付額を上限として助成対象とします。詳細は「申請の手引き」をご参照。

公的金融機関	貸付上限額(※1)
・日本公庫(中小事業)・沖縄公庫(中小企業資金) ・商工中金(※2)・日本政策投資銀行(※2)	3億円
・日本公庫(国民事業) ・沖縄公庫(生業資金・生活衛生資金)	6,000万円

(※1) 貸付上限額は、新規融資と既往債務借換との合計金額です。

(※2) 商工中金と日本政策投資銀行の貸付上限額は合算となります。

お問合せ

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (受付時間: 平日 9時~17時)

申請～助成対象期間（実質無利子期間）終了までの流れ

1. 申請書類の受領

・借入を行った金融機関等より、以下の申請書類を受領します。

①交付申請書（様式1）、②誓約・同意書（別紙1）、③申告書（別紙2）、④事務局宛て専用封筒

申請方法は二通り

2-1. 郵送申請

・上記①～③の書類に必要事項を記入し、④の専用封筒に封入し郵送してください。

2-2. オンライン申請（おすすめ）

速い！簡単！

・オンライン申請ページにアクセスし、申請してください。URL：<https://tokubetsu-riho.jp>

アクセス方法：トップ > 新たに申請される方 > オンライン申請の方はこちら > ページ中段

3. 審査

・事務局により、申請内容が交付の要件を満たしているか審査が行われます。

・申請に不備があった場合は、電話・メール等でご確認させていただきます。

4. 交付決定

・交付の要件を満たしている場合、事務局から「**交付決定通知書**」が郵送されます。

・交付の要件を満たしていない場合、事務局から不交付の旨が通知されます。

5. 助成金交付

・申請時に指定した金融機関口座に助成金が**一括**で振り込まれます。

・入金された助成金は、対象貸付の利子の支払いに充ててください。

6. 助成対象期間中

・名称、代表者、住所、連絡先等に変更があった場合、事務局に「**申請内容変更届**」をご提出ください。

・債務者名義に変更があった場合、事務局に「**助成対象者変更申請書**」をご提出ください。

7. 助成対象期間終了・精算

・助成対象期間終了後、事務局より「**確定通知書**」が郵送されます。

・助成金額と実際の支払利子額に差が生じていた場合は、**追加交付**または**助成金返納**の精算手続きが発生します。その際は、事務局から通知があります。

◆注意事項◆

申請書・オンライン申請には、確定申告決算書、試算表等に基づいた正確な数値をご記入ください。故意に申請内容を偽り、また不正な手段により助成金を受けた場合は、交付決定の取消・返還命令や法に基づき、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または両方に処せられる可能性があります。